

議案第33号

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の施行による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 法改正の背景

生活保護受給世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際の新生活の準備に要する費用に対する支援を行うため、「進学準備給付金」の名称が改められるとともに、給付金の支給対象を追加する生活保護法の改正が行われました。

2 条例改正の内容

条例で引用している給付金の名称を変更します。

進学準備給付金

→ 進学・就職準備給付金

3 施行期日

公布の日

港区個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)		(前略)	
別表第二(第四条関係)		別表第二(第四条関係)	
実施機関	事務	実施機関	事務
一 区長	介護保険法による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの	一 区長	介護保険法による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの
	特定個人情報		特定個人情報
	<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援助給若しくは配偶者支援助金の支給に関する情報(以</p>		<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援助給若しくは配偶者支援助金の支給に関する情報(以下「</p>

二〇四十七 (略)	(略)	(略)	<p>下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって区規則で定めるもの</p>
二〇四十七 (略)	(略)	(略)	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって区規則で定めるもの</p>

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

(後略)